別表第十二

所在地	施設の種別
茨城県	令第一条第二号に掲げる燃料として利用される製品を得るための施設
千葉県	
新潟県	
福井県	
徳島県	
愛媛県	
長崎県	

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九三」を「一〇〇分の九五」に改め、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の七八」を「一〇〇分の七九」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八七」を「一〇〇分の九〇」に改め、同表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九六」を「一〇〇分の九八」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九七」を「一〇〇分の九九」に改める。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年十二月大蔵省、農林水産省、厚生省、通商産業省、告示第八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

表中

一六、七四〇	一五、二〇〇
一三、二六〇	一一、八五〇
一一、三一〇	一四、四〇〇
三、五五二	三、七二四
三一、五〇〇	三〇、一〇〇
九〇、六九五	七七、七一五

を　に改める。

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八八・四二」を「一〇〇分の九四・七六」に改める。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍